

(案)

令和7事業年度

(スポーツ振興投票等業務)

事業計画

予算

資金計画

独立行政法人日本スポーツ振興センター

目 次

1	令和 7 事業年度事業計画		1
2	令和 7 事業年度収入支出予算		6
3	令和 7 事業年度資金計画		7

令和7事業年度事業計画 (スポーツ振興投票等業務)

＜令和7事業年度の運営の基本方針＞

スポーツ振興投票制度は、平成 10 年に創設され、平成 13 年からはスポーツ振興くじの全国販売を開始しました。近年では安定的に 1,000 億円を超える売上が確保されており、令和5年度は過去最高である 1,200 億円を超える売上となっています。また、スポーツ振興くじの売上を財源とした助成金についても、地域におけるスポーツ施設の整備や様々なスポーツ活動、競技力向上に資する活動など幅広く活用されており、地域スポーツの振興に欠かせない財源となっています。

スポーツ振興くじの販売等については、今後も、お客様に長期にわたってスポーツ振興くじを楽しんでいただけるよう魅力的な商品開発や販売方法の工夫等を行うことで安定的な売上の確保を図るとともに、スポーツ振興くじの対象となる国内リーグの発展に向けた取組を行うことが重要です。

また、スポーツ振興くじによる助成金については、スポーツ基本計画等の政府方針に基づき、助成対象団体からのニーズ等を踏まえ、地域スポーツの振興に資する効果的な助成を行うことが求められていることに加え、スポーツ振興投票制度が国民の理解と協力を得られて、国民の間に定着したものとなるよう、その趣旨の普及・浸透を図ることも求められています。

このようなことから、これまで以上にスポーツ振興投票等業務が地域スポーツの振興を図る上で重要な役割を果たしていくために、次に掲げる事項を令和7事業年度の基本方針とし、それぞれの業務を積極的かつ効率的に進めていくこととします。

- 1 スポーツ振興くじの安定的な売上の確保
- 2 地域スポーツの振興のための効果的な助成
- 3 スポーツ振興助成制度の趣旨の普及・浸透
- 4 スポーツ振興投票等業務の効果的・効率的な運営

＜基本方針に基づいた具体的な取組＞

1 スポーツ振興くじの安定的な売上の確保

(1) スポーツ振興くじの実施回数等

サッカー又はバスケットボールの試合及び競技会を対象としたくじを法令で定める実施回数の範囲内で販売します。

また、JSCが指定する特定の開催回・商品において、法令の範囲内で当せん金の最高限度額を引き上げるくじを販売する特別回施策を実施します。

(2) 広告宣伝

実施したTVCMやWEB広告等に関する調査(第三者によるものを含む)などにより、その効果を継続的に検証した上で、より効果的・効率的な広告宣伝の実施に努めます。

(3) 販売促進

特約店等の販売パートナーと連携し、以下の取組により、新たな顧客の獲得や既存顧客の定着を図ります。

① スポーツ振興くじ特約店

商品知識が豊富な販売員による案内が可能であること、看板やのぼり、ポスター等の設置により、屋外広告としての機能も有していることから、新規購入者から継続購入者まで幅広いお客様に応じたサービスの提供や情報発信ができる強みを活かすため、販売員への研修によりサービスの向上を図るとともに、店頭での効果的な情報発信に努めます。

② コンビニエンスストア

全国各地に多数の店舗を構える販売ネットワークを有していることから、日常の生活導線上でくじの購入ができることや、くじ購入以外の多様な目的で店頭を訪れるお客様に対してもくじに関する情報接触(広告効果)が期待できるため、コンビニエンスストアにおいて販売・払戻を実施していることについて幅広く情報発信するとともに、店内でのガイドブックの設置など、くじに関する情報提供の充実に努めます。

③ インターネットサイト

提供できる情報量の多さや、いつでもどこでも買えるといったインターネットサイトが持つ強み等を踏まえ、インターネットサイト顧客向けのキャンペーンの実施や、インターネットサイトの操作性や視認性を改善するなど、顧客利便性の更なる向上に努めます。

(4) 魅力的な商品開発

安定的な売上を継続的に確保するため、より多くのお客様にスポーツ振興くじをお楽しみいただけるよう、市場調査を実施する等により顧客のニーズの把握に努め、魅力的な商品の

開発検討を行います。

(5) スポーツ振興くじの公正性の確保

スポーツ振興くじを安心してお楽しみいただけるよう、以下の取組によって、くじの公正性を確保し、しっかりと社会的責任を果たしてまいります。

①19 歳未満者の購入防止対策

ア 対面店舗での販売

定期的な店舗巡回のほか、新規店舗を含む全国の店舗に対して販売員の研修等を実施するとともに、19 歳未満購入禁止のマークを、販売店窓口、ポスター、TVCM、マークシート等に表示するなど、適切な対策を講じます。

イ インターネットでの販売

インターネットにおける購入は会員登録を必須要件とし、会員登録時に年齢確認を行うほか、購入時に本人確認を実施し、19 歳に満たない者の購入を防止します。

②対象試合開催機構(Jリーグ及びBリーグ)との協働による取組

Jリーグ及びBリーグと協働し、Jリーグ及びBリーグに登録された選手、監督、審判員等に対して、禁止行為やインテグリティを脅かすようなリスク等に関する研修を行い、スポーツ振興投票の公正を害する行為の予防に努めます。

③海外サッカーリーグの試合等を対象としたくじの販売

海外サッカーリーグ等の試合又は競技会を対象としたくじの販売に当たっては、正しい情報を取得し、試合又は競技会の指定や結果の確認等を適切に行います。

④依存症対策に関する自主的な取組

当せん確率及びくじの組み合わせ概要の表示等のこれまでの依存症対策に関する自主的な取組を継続していくとともに、購入状況等に関するデータ分析を踏まえ、広告宣伝の在り方やクレジットカードの利用上限、依存症関連の問合せへの対応について更に検討していきます。

(6) くじの対象となる国内リーグの発展に向けた取組

スポーツ振興くじの販売を通じたJリーグ及びBリーグのファン獲得に向けた取組等、両リーグとともにスポーツ振興くじ及び両リーグの発展を目的とした取組を行います。

2 地域スポーツの振興のための効果的な助成

(1) 助成メニューの見直し

地域スポーツの振興に資するよう、以下の取組により、助成メニューの不断の見直しを行

います。

①ニーズ等の把握

助成対象者に対してアンケートやヒアリング等を行い、ニーズ等の把握に努めます。

②助成メニューの評価

助成の成果やニーズの変化等をより適切に評価し、その結果を助成メニューの見直しに反映できるように、評価方法の見直しを検討します。

③助成事業のモニタリング及び公表

助成事業が効果的かつ効率的に実施されているか、継続的に調査を行い、その結果をウェブサイトで公表します。

また、より効果性・効率性の評価が可能となるような調査方法について検討します。

(2) 助成金の交付と適正な事業の執行

①助成対象事業の募集

助成対象事業の募集に当たっては、募集の周知及び申請期間の確保に努めます。また、ウェブサイトに必要な資料及び助成対象者に対する説明動画を掲載するなど、募集する事業の概要や申請手続きの留意事項等について周知を図ります。

②助成金の公正な配分

助成対象者からの申請に対し、事業内容や経費等に関する公正な審査を行うとともに、スポーツ振興事業助成審査委員会の審議を踏まえて、助成事業及び配分額を決定します。

③適正な事業執行に関する取組

助成事業者が助成事業の適正な執行を行えるよう、説明動画等を活用し、会計処理に関する知識や不正防止に対する意識の向上を図るとともに、助成事業者における会計処理状況等の調査を実施し、不適切な会計処理が確認された助成事業者については、適正な執行に向けての改善方策を提出させるなどの指導を行います。

(3) 継続的・安定的な助成財源の確保

複数年度にわたる事業や大規模な国際大会等に対し、継続的・安定的な支援を行うため、執行状況に応じ、助成財源の一部を積み立てます。

3 スポーツ振興助成制度の趣旨の普及・浸透

(1) メディア等を通じた広報の実施

スポーツ振興投票制度が、我が国のスポーツ振興に重要な役割を果たしていることや寄附的な性格を持つことについて国民の理解を深めるため、各種メディア等を活用した情報

発信を行います。

(2)助成事業者等を通じた広報の実施

助成事業者等に対し、助成金の交付を受けて行われた事業であることの周知等、広報への協力等を求めています。

(3)効果的・効率的な広報の実施

アンケート調査等を通じ、スポーツ振興投票制度の趣旨の普及・浸透状況を把握することにより、広報の効果を継続的に検証した上で、より効果的・効率的な広報を実施します。

4 スポーツ振興投票等業務の効果的・効率的な運営

(1)民間の経営手法の活用

コンサルタントとの統合経営チームを設け、民間の経営手法を十分に活用し、戦略的な売上拡大施策に取り組みます。

(2)申請手続きの効率化

利便性向上や事務負担の軽減のため、助成金の電子申請システムの開発に向けた検討を行います。

(3)システムの安定的な運営

「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり、スポーツ振興くじの販売・払戻等に関するシステムを適切に管理するとともに、安定的に運用するため、定期的に点検を行い、必要な機器の更新を行います。

(4)情報セキュリティ対策の強化

スポーツ振興投票等業務における情報セキュリティについては、国のセキュリティ対策等を踏まえ、最新の対策に関する情報収集に努めるとともに、外部機関による点検・評価を行い、必要な対策を講じます。

(5)資金の効果的・効率的な運用

スポーツ振興投票等業務における資金について、安全性や運用期間なども考慮し、より収益性の高い運用に努めます。

令和7事業年度 収入支出予算（投票勘定）

（単位：千円）

区 分	令 和 7 年 度 予 算 額
[収 入]	
スポーツ振興投票事業収入	130,693,441
スポーツ振興投票事業準備金戻入	19,588,154
利息収入	129,895
日本スポーツ振興センター法第24条第4項積立金取崩額	140,000
計	150,551,490
[支 出]	
業務経費	48,167,917
スポーツ振興投票業務運営費	28,579,763
スポーツ振興投票助成事業費	19,588,154
人件費	711,723
一般管理費	148,514
払戻返還金	65,000,000
国庫納付金	9,915,972
特定業務勘定へ繰入	6,500,000
スポーツ振興投票事業準備金繰入	19,831,944
計	150,276,070

（＊）売上金額に応じて各科目の金額は増減する可能性がある。

令和7事業年度 資金計画（投票勘定）

（単位：千円）

区 分	金 額
資金収入	355,320,659
業務活動による収入	130,405,314
スポーツ振興投票事業収入	130,275,419
利息及び配当金収入	129,895
投資活動による収入	202,950,273
前年度よりの繰越金	21,965,072
資金支出	355,320,659
業務活動による支出	127,202,168
業務経費	45,468,754
スポーツ振興投票業務運営費	26,049,977
スポーツ振興投票助成事業費	19,418,777
人件費	901,239
一般管理費	126,135
利息の支払額	41,124
国庫納付金	9,682,937
払戻返還金	64,581,979
特定業務勘定へ繰入	6,400,000
投資活動による支出	203,527,098
財務活動による支出	2,321,524
次年度への繰越金	22,269,869

（＊）売上金額に応じて各科目の金額は増減する可能性がある。